提供年月日：平成 15 年（2003 年）6 月 9 日
部局名：琵琶湖環境部
所属名：自然保護課
担当：琵琶湖レジャー対策室
担当者名：桑村・大塚
内線：３４８５
電話：077-528-3485
E-mail：dg00 @ pref.shiga.jp

ノーリリースありがとう券実験事業の実施および外来魚引換所、ありがとう券協力店舗の募集について

平成１５年４月からスタートした「琵琶湖ルール」により、ブルーギルやブラックバスといった外来魚のリリースが禁止になりました。滋賀県では、この新しい釣りのルールの定着を図るため「ノーリリースありがとう券実験事業」を実施いたします。なお、実施に伴う事務については財団法人淡海環境保全財団に委託します。

１．事業の概要

琵琶湖などで釣り上げた外来魚を「外来魚引換所」にお持ちいただいた方に、５００ｇごとに「**ノーリリースありがとう券**」（以下「ありがとう券」という）を１枚お渡しします。ありがとう券は「**ありがとう券協力店舗**」において、１枚当たり１００円相当の商品やサービスと引き換えることができます。

事業の詳細は別紙「事業の概要」をご覧ください。

２．事業協力者の募集

（1）外来魚引換所の募集

・琵琶湖周辺の各種店舗、営業所、施設などで、釣り人が持ち込む外来魚とありがとう券の引き換えに協力していただける「外来魚引換所」を募集します。
・県内 10 カ所程度

（2）ありがとう券協力店舗の募集

・県内の各種店舗、営業所、施設などで、ありがとう券と引き換えに取り扱い商品やサービスを提供していただける「ありがとう券協力店舗」を募集します。
・外来魚引換所と兼ねることもできます。
・県内 20 カ所程度

応募方法等の詳細は別紙の応募案内をご覧ください。

３．その他

外来魚引換所、ありがとう券協力店舗、引き換え開始日は、決定次第公表させていただきます。

４．応募・問い合せ先

（事業実施団体）
〒 520-0807　滋賀県大津市松本 1 丁目 2-1
財団法人淡海環境保全財団　（担当　畑中、氏家（うじいえ））
TEL.077-524-7168・9434　　FAX.077-524-7178
Ｅメール ohmi9@mx.biwa.ne.jp　http://www.biwa.ne.jp/ohmi9/no-release/

ノーリリースありがとう券実験事業にご協力いただける
外来魚引換所、協力店舗を募集します。

□外来魚引換所の募集

①募 集 数：県内 10 カ所程度
②応募資格：県内に所在する各種店舗、営業所、施設等で、釣り人が持ち込む外来魚の計量、保管、ありがとう券の引換に協力いただけること
③引換期間：外来魚の引換は平成１５年７月上旬から平成１５年９月３０日まで
④業務内容：釣り人が持ち込む外来魚を計量し 0.5kg ごとに１枚 100 円相当のありがとう券を交付する。
⑤手 数 料：交付したありがとう券１枚につき 25 円の手数料をお支払いします。
⑥そ の 他：外来魚保管用の冷凍庫をこちらで設置します。
（想定される引換所－農水産物直売店、ドライブイン、釣具店、ガソリンスタンドなど）

□ありがとう券協力店舗の募集

①募 集 数：県内 20 カ所程度
②応募資格：県内に所在する各種店舗、団体、営業所、施設等で、ありがとう券で取り扱い商品やサービスを提供していただけること
③使用期間：店頭でのありがとう券の使用は平成１５年７月上旬から平成１５年１０月３１日まで
④業務内容：ありがとう券１枚あたり 100 円相当の商品やサービスを提供する。
⑤代金精算：店舗で使用されたありがとう券は精算させていただきます。
⑥そ の 他：外来魚引換所が協力店舗となることも可能です。協力店舗名をチラシ等で広報します。
（想定される協力店舗－農水産物直売店、ドライブイン、レジャー施設、飲食店、釣具店、ガソリンスタンド、コンビニなど広く募集いたします。）

□応募方法　所定の応募用紙に必要事項を記入の上、財団法人淡海環境保全財団まで郵送、ＦＡＸ Ｅメールのいずれかでお申し込みください。
応募用紙の入手や事業の詳しい内容を知るには、財団法人淡海環境保全財団のホームページをご覧ください　http://www.biwa.ne.jp/ohmi9/no-release/
ホームページをご覧になれない場合は、下記へお問い合わせください。

□募集期間　平成１５年６月９日（月）から６月１７日（火）必着

□決定方法　外来魚引換所、ありがとう券協力店舗の応募者の中から地域のバランス、釣り人の利便性、取り扱い商品などを考慮して決定し、結果をお知らせします。

□応募・問い合せ先

○〒 520-0807　滋賀県大津市松本 1 丁目 2-1
財団法人淡海環境保全財団　（担当　畑中、氏家（うじいえ））
TEL.077-524-7168・9434　FAX.077-524-7178
Ｅメール ohmi9@mx.biwa.ne.jp　http://www.biwa.ne.jp/ohmi9/no-release/
○〒 520-8577　滋賀県大津市京町４丁目 1-1
滋賀県琵琶湖環境部自然保護課（担当　桑村、大塚）
TEL.077-528-3485　FAX.077-528-4846

ノーリリースありがとう券実験事業の概要

１．事業の目的

平成１５年４月から「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」によりブルーギルやブラックバスといった外来魚（以下「外来魚」という）のリリースが禁止になりました。この「外来魚はリリースしない」という琵琶湖における新しいルールの定着を促進するため、持ち込まれた外来魚と引き換えに「ノーリリースありがとう券」（以下「ありがとう券」という。）を交付する「ノーリリースありがとう券実験事業」（以下「実験事業」という）を実施します。

この事業を通じて、外来魚の回収やありがとう券の使用、釣り人等の協力などに関しての課題や問題点を明らかにしていきます。

２．事業概要

琵琶湖や内湖において、釣り等のレジャー活動で採捕した外来魚を、琵琶湖周辺に設置した「外来魚引換所」（以下「引換所」という）に持ち込んだ者（以下「釣り人等」という）は、５００ｇごとに１００円相当のありがとう券の交付を受けることができる。ありがとう券は「ありがとう券が使用できる店舗や施設」（以下「協力店舗」という）において、１枚当たり１００円相当の商品やサービスと引き換えることができる。

３．ありがとう券発行団体

県は「琵琶湖生態系および水質の保全に関する事業」を実施している財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という）に業務を委託する。

発行団体の業務

①引換場所、協力店舗の募集、選定、契約

②ありがとう券の印刷、発行（３０，０００枚）

③外来魚保管用冷凍庫の設置

④ありがとう券、手数料の精算

４．ＮＰＯとの協働

地域通貨の経験と実績を有する「ＮＰＯ法人地域通貨おうみ委員会（以下「おうみ委員会」という。）」は財団からの委託を受け協力店舗とのありがとう券の精算を行うとともに、ありがとう券の使用や流通等に関して財団に協力する。

５．外来魚引換所

外来魚引換所は釣り人から持ち込まれた外来魚、５００ｇごとに１００円相当のありがとう券を交付する。ただし、５００ｇ未満の場合は切り捨てとする。なお、釣り人等がありがとう券の交付を受けてからの盗難、紛失について再発行はしない。

ありがとう券の交付は平成１５年７月上旬から平成１５年９月３０日までとする。また、交付時間は引換所の営業時間内とする。

ただし、交付枚数が発行枚数（３０，０００枚）に達した場合は、期間内であっても引き換えを終了する。

①設 置 数－県内 10 カ所程度

②決定方法－募集を行い、選考委員会にて決定する。

③選考基準－引き換えに対応できる体制があること、場所がわかりやすい、交通の利便性がよい、魚の扱いや保管ができる、不特定多数の方が利用できるなど

④想定される引換場所

農水産物直売店、ドライブイン、釣具店、ガソリンスタンド等

⑤引換場所の業務

・釣り人等からわかりやすい案内（外来魚計量受付等）を表示する。

・交付するありがとう券に店舗名のゴム印を押す。
・外来魚を計量し５００ｇあたり１００円相当のありがとう券を交付する。
・所定の記録様式に日時、計測重量、交付枚数、端数重量などを記録する
・外来魚を保管し、県の指定する回収業者に引き渡す。
・回収業者の計量に立ち会い、重量が明記された受領書を回収業者から受け取る。
・月末には発行団体あてに、所定の様式により手数料の請求と報告を行う。
・交付したありがとう券１枚につき、２５円の手数料を発行団体から受け取る。

６．ありがとう券協力店舗

協力店舗は、ありがとう券１枚と引き換えに１００円相当の商品やサービスを提供する。使用にあたっては釣り銭の支払いは行わないものとし、商品の額にありがとう券が不足する場合は、不足額を現金で受け取るものとする。なお、棄損したありがとう券は使用できない。また、釣り人等に対してありがとう券の換金はしない。

ありがとう券の使用期間は平成１５年７月上旬から平成１５年１０月３１日までとする。また、使用は協力店舗の営業時間内とする。

①設 置 数－２０店舗程度。なお、引換場所が協力店舗となることはできる。
②決定方法－募集を行い、選考委員会にて決定する。
③選考基準－対面販売である、少額商品を多く扱っている、釣り人等の利用が見込める、場所がわかりやすい、交通等の利便性がよい、不特定多数の人の利用ができるなど。
④想定される店舗－農水産物直売店、ドライブイン、釣具店、ガソリンスタンド、コンビニ等

⑤協力店舗の業務の流れ
・ありがとう券１枚あたり協力店舗で扱う１００円相当の商品やサービスを提供する。
・使用にあたっては釣り銭の支払いは行わないものとし、商品の額にありがとう券が不足する場合は、不足額を現金で受け取るものとする。
・所定の様式に日時、受け取り枚数などを記録する。
・月単位で使用されたありがとう券を集計し、所定の様式により換金請求を行う。
・ありがとう券で物品を販売した場合は、現金による取引と同様に消費税を徴収するとともに、売り上げ収入として税の申告が必要となる。
・引換所と協力店舗が同一の時も、同様の手順を行うものとする。

７．外来魚の回収

①回収委託団体

持ち込まれた外来魚の有効利用、環境こだわり農業との連携を生かした循環システムの構築、障害者雇用の促進をめざすことなどから、外来魚の回収と堆肥化を行っている共同作業所に委託する予定である。

②回収作業

回収業者は引換所での受け入れ時に計量を行い、重量を記載した受領書を引換所に発行するものとする。

８．実験事業検討会の開催

実験事業の実施により得られた資料、問題点などを関係機関、学識経験者等で検討する検討会を、事業途中の８月と引換終了後の 10 月の２回開催する。

外来魚引換所・ありがとう券協力店舗　応募用紙

応　募　区　分	外来魚引換所　・　ありがとう券協力店舗　・　両　方
フリガナ 名　　称	
代表者または 担当者名	
住　　所	
連　絡　先	TEL:　　FAX: ｅ-mail：
主な取扱品	
営業時間	～
定　休　日	
駐車場の有無	有　（　　台分）　・　無
セールスポイント	
店舗を含む周辺の概略図　（パンフレット等　添付可）	

注　外来魚引換所については、外来魚保管用の冷凍庫（80cm×80cm×80cm　屋内用）を設置しますので、その**スペースおよび電源(100V)が必要です。**

応募〆切　平成１５年(2003年)　６月１７日（火）　必着

記載例

応募区分	該当するものを○印で囲んでください
主な取扱品	お菓子・水産加工品・釣り具・産直農産物　など
セールスポイント	販売品は環境配慮製品を多く扱っている 店員が常駐しており、営業時間内であれば対応が可能　など
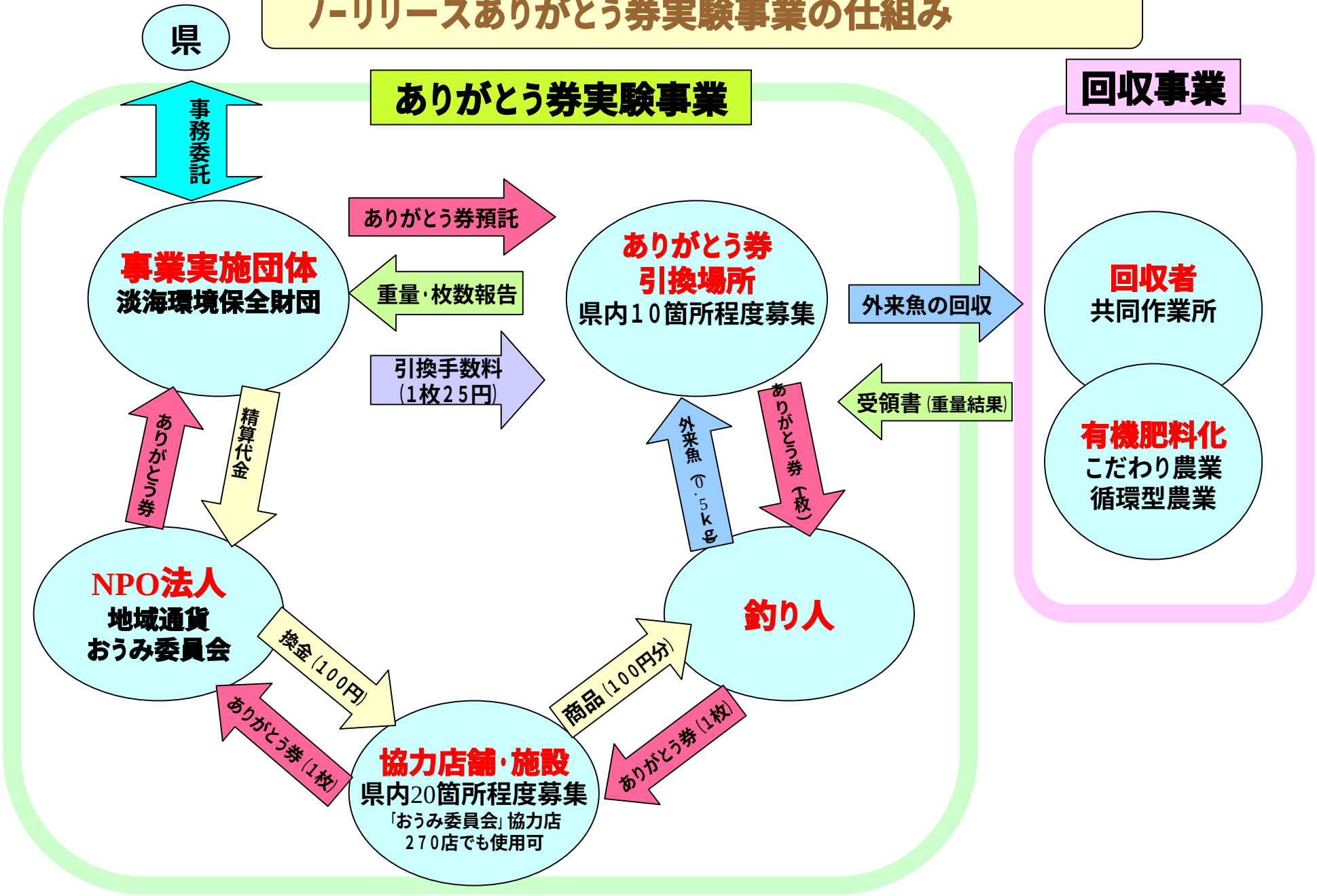
ノーリリースありがとう券実験事業の仕組み